

4. 教育・文化

特定非営利活動法人 自立生活センターHANDS世田谷

通常、自立生活プログラム、ピア・カウンセリング、各種相談、障害者向けの介助者派遣、移送サービスなどの活動を行っている他、平成8年から平成10年にかけて教育・文化に関する活動として障害者自らが企画・運営するバリアフリーコンサートを開催し、障害者に関する問題提起、障害者の社会参画を促す活動を行っている。

1) 団体の概要

a) 団体の基本情報

団体の組織形態

特定非営利活動法人

所在地

東京都世田谷区

構成員

会員数は利用会員（障害者）128人、介助会員213人であり、理事は全員障害者である。団体メンバーの職業は、団体専属スタッフ、パート・アルバイト等である。

運営費

行政（世田谷区）から助成を受けているが財政状況の悪化に伴い助成額は年々削減されている傾向にある。また、会員からの会費収入があり初年度登録料が1万2千円、年会費が3千円となっている。さらに、当団体の活動主旨に賛同しサポートを行う賛助会員からの会費収入（個人一口3千円、法人一口1万円）もある。

情報交換・発信

厚生労働省、国土交通省、東京都、世田谷区等、行政とは主に訪問して意見提案や事業に係る協議等を通して情報交換している。また障害者団体、民間団体、学校、病院、介護施設等、民間企業、専門家（建築士・研究者等）、社会福祉協議会等とは、電子メールや電話等により情報交換している。

b) バリアフリー化の活動を始めたきっかけ

当団体が「在宅研究会」という任意団体であった頃、行政によるホームヘルプサービスに問題点を感じ、障害者の自立支援と24時間介助者を派遣する事業の実施を目的とし、東京都の基金等による助成を受け、平成3年4月に自立生活センターHANDS世田谷が設立した。

また平成 11 年 11 月には、民間団体に介助者派遣事業を委託したい世田谷区からの強い要望を受け、特定非営利活動法人格を取得した。

c) 団体運営の状況

団体運営に関する今後の意向

現在実施している活動の質を落とすことなく、他団体への支援も行っていきたいと考えている。

2) 活動内容

a) 事業内容

活動項目	内容
バリアフリーコンサート(バリアフリーステージ)開催	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区内には 1,200 人収容の世田谷区民会館があるが、エレベーターがないなどバリアが多い施設であり、その問題提起を主な目的として平成 8 年から 10 年まで、バリアフリーコンサートを開催した。 ・平成 8 年は、外部からの助成等はなく、参加者から参加費を徴収しつつ、他の民間団体と共同で運営した。平成 9 年、10 年は、当団体単独で運営し、日本財団や赤い羽根共同募金から 100 万円ずつ助成を受けた他、地域の事業者からの寄付や大手企業からの景品提供等を受けて実施した(参加費は無料)。なお、ボランティアとして 3 年間で延べ 400 人程度の大学生の協力を得ている。 ・参加者の募集のため、区の広報誌への掲載や、地元商店街へのポスター貼付など、積極的な広報活動を行い、平成 8 年は 100 人、9 年は 500 人、10 年は 800 人程度の参加があった。
政策提言	<ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」の政策提言等に関わる活動～を行った。区の条例案に対する対案の提出。まちづくりイベントの共催に関する詳細。推進事業(ワークショップ)に参画。
マップ作成	<ul style="list-style-type: none"> ・マップ「外出ガイド」を作成した。
関連資料発行	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーをテーマとし、介助の方法をレクチャーした漫画本「まちへダッシュ」を発行した。

3) 地方公共団体との協働について

協働に関する要望

行政の担当者が、障害者の実状などを理解した頃に人事異動となってしまい、新任者に対し再度説明を行い、理解を求めていかななくてはならない。人事異動の際には引継ぎ等を適切に行って欲しいと考えている。

特定非営利活動法人を発足させる際などには事務手続き等が必要であるが、この事務手続きが煩雑であることを問題と感じている。これを解決するため民間団体などがホームページや書籍などで手続きや申請方法について情報提供している例もみられるが、この役割を行政が担うのが妥当だと考えている。

特定非営利活動法人 香川県要約筆記サークルゆうあい

後天性の聴覚障害者とコミュニケーションを取る手段としての必要性を感じたため要約筆記を行う団体として設立した。活動目的は聴覚障害者の「聞こえの権利保障及び社会参加の促進」ならびに「要約筆記の普及に関する事業」を行い聴覚障害者の福祉の増進に寄与することとしており、要約筆記者の派遣事業、要約筆記者の育成事業などを行っている。落語や歌舞伎など日本の伝統芸能に字幕を付けるユニークな活動を推進している点に特徴がある。

1) 団体の概要

a) 団体の基本情報

団体の組織形態

特定非営利活動法人

所在地

香川県高松市

構成員

会員は 150 人ほどいる。そのうち 90 人が要約筆記者、30 人が支援担当、30 人が聴覚障害者（要約筆記は行わない）である。会員の中に専属はいない。主に主婦や定年退職者で構成されるが耳鼻科医もいる。

運営費

収入のうち大半を占めるのが事業収入である。その他、会費収入、補助金、寄付金などがある。支出は主に事業費と管理費に分かれるが、事業費の中では要約筆記派遣費が多くを占めている。（平成 13 年度実績値より）

団体の運営方法

基本的な運営方針として、自分から動くことの重視・実践を掲げている。また「ボランティアだから行政が寄付してくれるのは当然である」という考えを持たず活動を続けている。

情報交換・発信

香川県は年に 1 度、県全体のボランティア団体を対象とし 1 万人程度が来場するボランティアフェスティバルを開催しているが、このようなイベントに参加してボランティア団体同士で交流を行っている。

b) バリアフリー化の活動を始めたきっかけ

聴覚障害者の種類には、生まれながら障害を持つ先天性と、ある日突然耳が聴こえなくなる後天性がある。先天性については、子供の頃から手話を習うことによりコミュニケーションが可能であり、聾学校などで教わることも可能である。一方後天性のケースは、ある日突然耳が聴こえなくなるため年齢によっては手話を覚えられずコミュニケーションが困難な場合がある。そのため当団体では後天性の聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、人の話した言葉を要約して書き示す要約筆記の活動を昭和 62 年に開始した。特定非営利活動法人格は平成 11 年に取得した。

c) 団体運営の状況

団体運営に関する工夫

以前、落語家の桂文珍氏を招いて落語の要約筆記を行った。それ以来、第三者に要約筆記を説明する際にはその新聞記事を見せることで早く理解してもらっている。

団体運営に関する問題

要約筆記の対価が実際の実費より少ないことが問題である。要約筆記には OHP にペンで記入する方法やパソコンで入力した文字等をプロジェクターで映し出す方法があるが、例えばパソコンで入力する方法で行う場合、4～5人で準備を行った後、実際の要約筆記（2時間程度）と後片付けを行う。この一連の作業の対価が、パソコンを使用する方法の場合には3万5千円（200万円相当の機材費込み）であり少なすぎると考えている。

2) 活動内容

a) 活動内容

活動項目	内容
要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 行政や民間企業などイベント等の主催者からの依頼や、聴覚障害者からの依頼により、イベント等へ要約筆記者を派遣している。要約筆記の方法には、OHPに記入する方法（機材費込み一回2万5千円）やパソコンを使用する方法（機材費込み一回3万5千円）がある。 また高松市より要約筆記奉仕者派遣事業を年間40万円で受託している。これは聴覚障害者が授業参観等に行く際に要約筆記者を派遣するものである。
字幕付きの落語会を開催	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年11月に落語家の桂文珍氏を招き香川県民ホールで字幕付きの落語会を開催した。合計800名（うち約150名が聴覚障害者）が鑑賞した。難聴者と「笑い」を共有することができ成功を納めた。
歌舞伎への字幕付け	<ul style="list-style-type: none"> 日本で初めて歌舞伎に字幕を付けた。香川県琴平町にある日本最古の芝居小屋である「金丸座」において、市川団十郎による「四国こんびら大歌舞伎大芝居」に対しパソコンプロジェクターを使い字幕を付けた。全国から聴覚障害者200名が参加し古典芸能を味わった。この公演は全国的に話題になり、聴覚障害者、要約筆記者にとって大きな成果があった。
映画への字幕付け	<ul style="list-style-type: none"> 平成14、15、16年度の3年度について合計4本の映画の字幕付けを「夕映えの会」との協働を実施した。字幕を付けた映画は、市民会館や県民ホール等の公共施設で上映した。

b) 事業運営の現況

事業運営に関する問題点

要約筆記への社会的な理解不足を問題と感じているが、要約筆記を普及させるためにイベントを開催したり、マスコミへの働きかけを行ったりした。

今後に向けた意向・要望

四国学院大学では「パソコン要約筆記法」という講義を当団体の会員が講師となって行うことになった。これを無料公開した結果、反響があった。これを受け大学では今後有料で一般の人を対象とした講座を開くことを検討している。この事例を含め大学と民間団体との連携をテーマとして活動の幅を広げていきたいと考えている。

3) 地方公共団体との協働について

協働に関する成功点・問題点

香川県県民参画課の創設により民間団体が相談しやすい窓口ができ、また、この部署ができてから他の部署に対しても接しやすくなった。現在の行政は、民間団体を育てようとする姿勢が感じられ、そのため行政が企画したイベント等にもなるべく参加するようにしている。

問題点は、行政側による当団体の活動内容に対する理解がまだ十分ではないと思われる点があるところであり、行政側が当団体を含め民間団体を知ろうとすることが必要と考えている。

協働に関する要望

イベントなど費用の使用目的が明確になる事業について行政が助成する仕組みはあるが、民間団体が活動する際に定常的に発生する会議費や交通費などの費用については助成してもらえない。イベントなどを開催せず地道に活動している団体にとっても助成される仕組みの構築を求めたい。

4) その他

その他意見・要望

最近では学校の総合学習等でボランティアがテーマとして取り上げられる機会もあるため、教員にはボランティアについての理解を一層深めてほしいと考えている。

特定非営利活動法人 ちばMDエコネット

当団体は、障害児の親等が中心となって、障害児の統合教育の推進等に係る活動をしていた団体である。その分野での活動の経験を活かし、千葉県において平成14年度に制度化された「NPO活動提案募集事業」を活用して、知的障害者も就労する喫茶店である「コミュニティカフェ（ひなたぼっこ）」の運営を開始し、障害者の社会参画推進に向けた活動を行っている他、平成16年度には、千葉県における「県とNPOとの協働事業提案制度」を活用し、障害者や障害児の親を対象とした教育、生活などに関する相談事業「ノーマライゼーション相談事業」を実施している。いずれも千葉県における「NPO立県千葉」の方向性と当団体での活動の方向性が合致していることが、事業が進展している要因として大きい。

1) 団体の概要

a) 団体の基本情報

団体の組織形態

特定非営利活動法人

所在地

千葉県船橋市

構成員

個人会員が75人、団体会員が5団体（平成16年4月現在）となっている。

知的障害を持つ11人の青年「中心会員」の他、知的障害を持つ子の母親、主婦等が中心となって活動を行っている。

運営費

会員からの会費、喫茶店経営による事業収入、行政等からの委託費・補助金、賛助会費、寄付・助成金により運営している。助成金は、日本財団、県共同募金会、企業より受けている。

運営方法

事務所は、他の5つの団体とともに2階に共同事務所として開設し、その1階で当団体が喫茶店を運営している。年に数回理事会を行い、重要案件を決めている。

情報交換・発信

ホームページを開設して情報発信を行っている他、月1回機関紙を発行している。各種の研究会・活動発表会などで他の民間団体との交流を図っている。

b) バリアフリー化の活動を始めたきっかけ

「ちばMDエコネット」の前身は、知的障害児やその親等が中心となって、教育を中心に地域の障害者をとりまく環境の改善に向けた活動を行ってきた団体である。昭和54年に養護学校が義務化され、義務教育が保証されたことをきっかけとして、1980年代、統合教育（障害がある子ども地域の普通学級で障害がない子と共に就学すること）の普及を目指し、各種の活動を行ってきた。その後会員の子供の成長とともに、知的障害児童の義務教育終了後の高校進学に向けた意識啓発、環境作り等に対する活動を行うようになった。

さらに会員の子供の高校卒業後、障害（特に知的障害）をもつ若者たちの社会参加の道を求める活動を行っている。その方法のひとつとして知的障害者を中心に「グラウンドワーク」（ ）に取り組む市民団体として平成9年8月に「ちばMDエコネット」を組織した。知的障害者が地域住民と一緒に公園清掃をするなどのことにより、まちづくりに関わっていくなれば、きっと誰もが住みよいまちができるという考えから取り組んでいる。

「財団法人日本グラウンドワーク協会」のモデル事業として、船橋市内の300坪の遊休農地を活用し、1年かけて緑のコミュニティガーデン「友幸農園」を整備し、平成11年1月より農作業「障害者と共に創るコミュニティガーデン」事業を行っている。平成15年には日本財団からの助成を受け、収穫物を後述のコミュニティカフェ（ひなたぼっこ）で活用し、販売する等、農園とカフェ連携事業も行っている。

また、平成10年6月からは船橋市の委託を受け、他のボランティア等とともに馬込児童遊園の清掃を毎月2回行っている。

当団体は、特定非営利活動促進法施行後、平成11年10月に特定非営利活動法人として認証され、活動を続けている。また現在は、知的障害者・児を中心として対象を広げ、精神障害者や自閉症者等も実質上対象として活動している。

（ ）「グラウンドワーク」：1980年代にイギリスの都市周辺部で始まった、地域住民と行政と企業の三者が協力して、地域の環境（グラウンド）を住民自身が汗を流して（ワーク）再生創造していく環境改善運動。

2) 活動内容

a) 事業内容

活動項目	内容
<p>「障害者と共につくるコミュニティカフェ事業」(千葉県NPO活動提案募集事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が地域の住民と交流し、地域からの理解の促進を図ることを目的として、知的障害者も従事者として就労する喫茶店事業(コミュニティカフェ事業)を行っている。平成14年10月～平成15年3月までの6ヵ月間は、県の委託事業として運営した。その間、コミュニティカフェ事業を軌道にのせることに加え、地域への民間団体の活動の発信地となることを目指して運営した。委託費は250万円で、この委託費の中には、人件費は含まれず、家賃や備品購入費用の他、様々な学習会、イベントの実施等、カフェの市民活動の情報発信・情報交換の場としての活用機会の創出に向けた活動費に充当した。平成15年度以降は、自主運営を行っている。「コミュニティカフェ」の経営には多少の赤字があるが、協力者からの寄付金によりまかなっている。 ・ 運営体制としては、知的障害を持つ子の母親・主婦等の会員約5人、ボランティア4人、前述の「中心会員」3～4人により運営を行っている。中心会員は、就労の対価を得ている。なお、この中心会員の中には、この就労を経て、大手コーヒーショップへ就職した人もいる。 ・ 同事業の県からの委託分は、千葉県が平成14年度に開始した「千葉県NPO活動提案募集事業」に対して、同団体が「コミュニティカフェ事業」の運営について平成14年6月に提案し、同年度事業として採択されたものである。
<p>「ノーマライゼーション相談事業」(千葉県とNPOとの協働事業提案制度事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ノーマライゼーション相談事業」では、14回の事前研修を受けた当団体のスタッフ(障害児の母親等12人)が、地域の障害児の母親や障害者より相談を受け福祉、教育、医療等に係るアドバイス等を行っている。「健康福祉千葉方式」の考え方にに基づき、分野横断的に全ての障害に対応できるよう取り組んでいる。相談は無料で、週3日間県内2カ所で開催している訪問個別相談の他、eメール、電話等により受け付けている。なお、相談員の中に、行政を退職した元心理相談員が含まれており、様々な経験をもとに、他の相談員に対して指導を行っている。 ・ 本事業は、千葉県の「県とNPOとの協働事業提案制度事業」公募に対し、障害者や障害児の親を対象とした相談事業である「ノーマライゼーション相談事業」を提案し、平成15年10月に採択を受け、平成16年度に事業を実施しているものである。期間は平成16年4月からの1年間である。事業費は300万円で、県より170万円の補助金を受けている。相談員には、若干であるが人件費が出ている。事業は赤字であるが、協力者からの寄付により対応している。 ・ 個別相談の結果を踏まえ、年間で6回、相談ニーズの高い事項をテーマとして選びセミナーを開催するとともに、事業の中間報告として「フォーラム」を開催し、課題について認識を深め、県民のノーマライゼーションに関する意識の啓発をはかった。 ・ 本事業は、平成16年度事業(事業実施は平成17年度)にも採択されており、継続して実施されることとなっている。なお、平成18年度には、障害児のみでなく、子育て全般の「次世代育成支援」全般までに対象を拡大した相談事業とすることを目指している。

b) 事業活動の現況

今後に向けた意向・要望

・事業の今後について

「ノーマライゼーション相談事業」については、平成 17 年度も県事業の採択を受け、相談拠点の場所を 2 ヶ所から 3 ヶ所に増やす予定である。県からは、県事業としては相談数が少ないとの指摘があるが、個別のケースについて継続的かつ丁寧に相談を実施したいので、現状では相談者を限定しつつ、将来的には相談者数を増やし、将来的には、次世代育成支援までを含めた相談事業に発展させていきたいと考えている。

・サポートの継続について

単年度で事業が終了してしまうのでは、民間団体の活動のサポートとしては十分ではないと考えている。財政的な意味での事業が終了した後も、人的支援や情報提供等何らかの形で行政からのサポートがあることが望ましい。特に地域に密着した活動という視点から、市町村等からの協力を得ることができれば望ましい。

・相談者の紹介について

「ノーマライゼーション相談事業」について言えば、相談者の紹介ルートは、人づてや口コミ、市町村や公民館でチラシを見た人が多い。一方、県の関係機関から紹介されたケースはあまりなく、もっと県からの紹介の件数が多くあればよいと考えている。

3) 地方公共団体との協働について

協働事業のメリット

協働事業を行うメリットは、地域密着型事業が可能となることにある。「ノーマライゼーション相談事業」に類似の相談事業を別途県は独自に行っているが、当団体が県と協働を行うことにより、よりいっそう地域に根付いた活動が可能となっていると感じている。

協働に関する成功点・問題点

・協働における問題点

「ノーマライゼーション相談事業」について言えば、事業開始にあたり平成 16 年 4 月当初は県の体制が整っておらず、実際に行政側の体制が整ってきたのは 6 月の中旬からと事業が開始されるまでに時間を要した。また、人事異動等があり、事業の説明等を要した。このようなことが行政側における問題点であると考えている。

協働に関する考え

以前は協働に向けた制度はなく、また、交流、協議、話し合いなどを持つような環境にな

く、結果として双方の対立となるような状況もあった。また、協働事業の推進のためには、県庁職員の民間団体に対する理解が進むことが重要であるが、民間団体のことを知らない職員も多かった。

しかし最近では、行政側が可能な限り協働を行うという方針を示すとともに、制度を整備し、さらに、担当者の取り組みに向けた姿勢も変わってきている。一方、民間団体も行政側に要望するのみではなく、行政側の状況を理解することが必要であると考えている。